

(こども未来部)

【母子父子福祉センター施設運営管理】

(質問)

主要施策の母子父子福祉センター施設運営管理について伺います。母子父子福祉センターで、ひとり親家庭の支援策として新たな取り組みを実施されるとのことです。まず、離婚により子どもと離れて暮らす親と子の面会交流支援事業を開始されるとのことですが、事業の詳細を教えてください。一般的に離婚をすれば、子どもとどちらかの親は離れて暮らすことになると思いますが、面会交流の支援を要するケースとはどういったケースで、どのくらいのニーズがあると想定されているのか、教えてください。

<答弁>

事業の詳細につきましては、事業対象は、親子交流について父母間で公正証書等の書面で取り決めを行っており、交流を希望する概ね15歳未満の子どもとその父母です。事業実施前に、父母だけでなく子どもの意思を丁寧に確認するとともに、事業の遵守事項をご理解頂くための事前面接を行います。支援内容は、交流日時などの父母間の調整、交流当日に支援員が付き添って別居親と子どものフォローなどを行います。月1回、2時間程度、母子父子福祉センター及び同センター付近の公園などで実施し、費用は無料です。支援を要するケースとしては、子どもの健やかな成長のために親子交流について、公正証書等で取り決めを行っているが、離婚に至る様々な事情から父母同士が連絡をとること、顔を合わすことが困難なため、自分たちだけでは親子交流が実現できない場合です。ニーズにつきましては、事前面接が5件、支援ケースとしては3件を見込んでいます。

(質問)

そもそも両親の話し合いで、子どもとの面会交流ができるのであれば、このような支援は必要ない訳で、何らかの理由や事情があって、面会交流に至っていないと思うのですが、当事者同士で調整や合意が難しいことを、支援者はどのようにして、面会交流を実現させるのか、教えてください。

<答弁>

子どもが親子交流を希望しており、子どものために交流を実現させたいと父母がともに希望していること、そのために支援員の伴走が必要であるという認識の共有が重要であると考えます。そのために、支援員は子どもや父母の心情に寄り添いながら、事前面接や父母との連絡調整において、それぞれに、親子交流の希望、支援を受ける意思の有無を丁寧に確認します。なお、支援員には相応のスキルが必要となることから、親子交流の相談支援の経験がある等の人物の配置を行ってまいります。

(質問)

元家庭裁判所調停委員による養育費等の専門員相談を夜間に拡大するとのことですが、現状の相談体制や相談できる曜日や時間帯、相談方法を教えて下さい。また、相談件数の推移も教えて下さい。

<答弁>

現状の相談体制につきましては、毎月第3木曜日の13時から16時まで、事前予約制で母子父子福祉センターに実施しています。相談件数の推移につきましては、令和2年度は31件、令和3年度は33件、令和4年度は28件、令和5年度は1月末時点で26件です。

(質問)

相談時間の拡大内容と専門相談員の確保の目途について、教えて下さい。

<答弁>

相談の拡大内容につきましては、毎月第2木曜日の17時から20時までの夜間時間帯に相談を実施し、そのための専門相談員の確保の目途はついております。

(質問)

ひとり親家庭が気軽に集える場所の提供も新たな取り組みとのことですが、現状、市が提供していたり、把握している、ひとり親家庭が気軽に集える場所は市内にどれくらいあるのか、具体的な場所も含めて、教えて下さい。

<答弁>

地域子育て支援センターなど、子育て家庭が集える場所とは別に、特にひとり親家庭を対象として、気軽に集える場所の提供をしている公の場所は現状のところありません。また、民間事業者等が提供している場所については、すべて把握できておりませんが、とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」の登録団体が、会場を借り、ひとり親家庭を対象とした相談会やクリスマス会等を実施しております。

(質問)

環境、雰囲気、立地など、そもそも、ひとり親家庭が気軽に集えるために必要となる要素や機能とは、どういったものだと考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

ひとり親家庭が気軽に集まれるためには、駅周辺や駐車・駐輪スペースなどのアクセスがしやすい立地、ひとり親家庭にとって、心理的ハードルが低く利用できる雰囲気、親のリフレッシュや孤立感解消等につながる機能などが必要であると考えており

ます。例えば、子どもを遊ばせながら親がゆったりと過ごすことができたり、子どもが自習できるなど、立ち寄ってみたいと思っ頂ける要素が必要と考えております。

(意見・要望)

ひとり親家庭だけでなく、親子で気軽に集える場所、子どもを連れて行きたくなる場所や空間は、ある程度、子どもが時間を持て余したり、退屈しない場所かつ、ある程度、目の届くところで、手が離せる空間ではないかと思ひます。正直、これまで母子父子福祉センターで、そのような場所や空間、機会をどれだけ提供できてきたのか疑問ですが、特別な催しを実施したり、人員を配置しなくても、例えば、ドリンクバーの機械を設置してのフリードリンクや簡単なお菓子などのケイタリングが親も子も自由に飲食できる場所、また、マットやクッションや、簡単なおもちゃやゲームなどが置いてあり、子どもが自由に遊べたり、YouTube やネットフリックス、DVD などが自由に観られたり、簡単な絵本が読めたり、お絵かきや折り紙ができるような空間であれば、自ずと、親子のたまり場になるような気がしますので、単なる場所の提供という考えで進めるのではなく、今回の例も含めて、親子が共に行きたくなるような場所、子どもを連れて行きたくなる場所、友達を誘って行きたくなる場所、時間があつたら、フラッと立ち寄りたくなる場所を作るという視点で、進めて頂きたいと強く要望しておきます

【子育て短期支援事業】

(質問)

主要施策の子育て短期支援事業について伺ひます。子どものショートステイの概要と利用方法について、教えて下さい。

<答弁>

ショートステイは、保護者の疾病や出産、出張や冠婚葬祭、育児疲れなどの事由により、子どもを一時的に養育出来なくなった場合に、児童養護施設等で1回の利用につき原則7日を上限に0～18歳未満の子どもをお預かりする事業です。また、事業を利用するためには、こども支援課に事前登録のうえ、利用ごとに申込みをして頂く必要があります。その後、利用希望や施設の空き状況等を調整して利用を決定しています。

(質問)

本市の里親家庭は現在、大阪府の池田子ども家庭センターが所管していると聞いています。子どものショートステイの実施場所に、新たに里親家庭を追加することですが、池田子ども家庭センター管内の状況から、受け入れ可能な里親家庭は、どれくらいあると想定されているのでしょうか。また、何件の受け入れを想定されているのか、教えて下さい。参考までに、ここ数年の子どものショートステイの受け入れ件数の推移を教えて下さい。

<答弁>

令和4年度の実績は、池田子ども家庭センター管内で登録している養育里親は37家庭で、そのうち、実際に子どもの養育を受託しているのは9家庭でした。登録はしているけれども現在子どもの養育を受託していない養育里親に、ショートステイを受け入れてもらうため、同センター管内の状況を鑑みると豊中市内でも、ショートステイの受け入れ可能な養育里親は一定数いるものと見込んでいます。また、令和6年度において里親家庭によるショートステイを利用できる延べ日数は、家庭の事情もあるものの1家庭あたり概ね90日程度を想定して予算を計上しており、協力して頂ける養育里親を3家庭以上確保したいと考えています。現在、府内6か所の児童養護施設及び乳児院に委託しており、過去3年間の実績は、延べ利用日数で令和2年度が282日、令和3年度が286日、令和4年度210日となっています。

(意見・要望)

現在、子どものショートステイは、府内6か所の児童養護施設及び乳児院で実施されているとのことで、身近な場所で利用できるとは限りません。また、ショートステイの受け入れ枠も十分とは言えず、利用を断ったり、一時保護施設で対応しているケースもあると伺っています。それらを考慮すると、今回、養育里親にもショートステイの受け入れをお願いしていくとのことで、子育てに不安や悩みを抱えておられる方や、ご自身やお子さんの事情で一時的に養育が困難となった方が、身近な場所で、着実かつ確実にサービスの提供が受けられる体制が強化、確立されていくことを期待しておきます。また、令和7年度に児童相談所が開設されると、本市内の養育里親の管理、管轄が本市となることから、より一層、里親家庭への支援が進むとともに、市と養育里親との連携や関係がより親密かつ強化されることを期待しておきます。また、改正児童福祉法の施行で、来年度4月から里親支援センターが創設されます。再来年度には、本市として児童相談所が開設される予定ですし、里親支援センターについても、市内に設置できるよう、ご尽力頂きたいと要望しておきます。

【(仮称) 児童相談所開設準備事業】

(質問)

主要施策の(仮称)児童相談所開設準備事業について伺います。令和7年度の児童相談所の開設に向け、人材の確保・育成、情報管理のための児童相談所システムの構築、施設の維持修繕等を行うとのことですが、人材確保・育成についてですが、そもそも児童相談所開設時には、何人の人員が必要とされているのか、教えて下さい。また、人員の確保・育成については、どのようにされているのか、今後の見通しと併せて、教えて下さい。

<答弁>

基準配置に関わる部分として、相談部門については、児童福祉司を約40名、児童心理司を約20名で見込んでおります。また、一時保護部門においては、児童指導員・

保育士を合わせて約50名見込んでおります。進捗については他部門への配置も含め社会福祉職など必要職種の確保を計画的に行っているところです。

人員の育成につきましては、今年度、大阪府に11名の職員を研修派遣したほか、社会福祉主事や保育士などが児童福祉司任用資格を得るための研修に6名が受講しました。令和6年度は、大阪府などへの職員の研修派遣を拡充するとともに、池田子ども家庭センターにて個別ケースの引き継ぎを行う予定としております。また、引き続き各種専門的外部研修の受講を進めるとともに、医師や弁護士を招き、実際の事例に則した検討会を開催する予定にしております。人員の確保につきましては、他部門への配置も含め必要職種の確保を行っているところであり、法令上の基準配置を遵守した児童福祉司や児童心理司、児童指導員や保育士など、必要な人員の確保及び育成について、総務部と緊密な連携の上、引き続き、計画的に進めてまいります。

(意見・要望)

児童相談所の職員は慢性的な人員不足の状況にある中、必要人員の確保や育成は容易なことではないと思いますが、着実に、確実に計画的に進めて頂き、予定通り、令和7年度に万全の態勢で開所できることを願っています。また、既存の児童相談所の中には、対応件数の増加や、職員の配置基準の見直し等で、職員の執務スペースが十分に取れなくなったり、本来は他の目的で設置されていたスペースを執務スペースに転用する等の課題が発生している所もあるようです。そのような課題も十分、念頭において頂きながら、施設整備を進めて頂くことを要望しておきます。

【病児保育事業】

(質問)

病児保育事業について伺います。まずは病児保育の利用実績について、実施されている3施設の利用実績と稼働率についてお聞かせ下さい。

<答弁>

令和5年度の病児保育の稼働率は以下の通りです。(集計期間4月～12月で稼働率は利用数/(定員×ひと月あたり20日稼働×9か月で算出))。

シャイニーキッズ豊中は、定員20名に対し利用数1587人で稼働率44.08%。

しまこし内科は、定員6名に対し利用数123人で稼働率11.38%。

関西メディカル病院は、定員4名に対し利用数24人で稼働率3.33%。

(質問)

病児保育を実施されている3施設で稼働率に大きな差があることや、利用したい時に利用できないなど数値に出てこない市民の声が挙がっていることについて、市の認識と見解を

お聞かせ下さい。

<答弁>

稼働率に開きがあることは、利用ニーズの偏在や各事業者の運営によるものなど複数の要因によるものと考えています。令和5年12月に実施した子育て・子育て支援等にかかるニーズ等調査の結果分析を進めていきます。利用したい時に利用できないなど数字として捕捉しづらい要因は事業者の協力による利用キャンセル数の聞き取りにより実態を把握していく。事業者で集まり意見交換などができる場を作り相互の情報を交換できるようにします。

(意見・要望)

例えば、発熱していたり、遡ること5日以内に発熱があった場合に、かかりつけ医等でのウイルスの検査を求められる施設があります。また、かかりつけ医等での診断書や診断結果を求められる施設があります。そのような検査や診断を、かかりつけ医に求めなくても、医療機関に併設されていたり、提携の医療機関のある病児保育施設においては、その医療機関で対応が可能ではないかと思えます。また、8時30分までの入室が厳守となっている施設があります。子どもがぐずることもあるでしょうし、交通事情等で、時間内に間に合わないこともあると思えます。今、例を挙げたように、病児保育の実施か所数が増えることは良いことだと思いますが、病児保育自体の利便性の向上にも、より一層、尽力して頂きたいと要望しておきます。

【こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業】

(質問)

主要施策のこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業について伺います。令和5年度予算の債務負担行為補正に関する質疑で、国制度は、こどもの良質な成育環境の整備、子育て家庭への支援強化を目的としている中、本市では、こどもの育ちへの支援を主眼におき、定期利用を基本とした公募を行い、令和8年度からの制度実施に向けた課題の検証を行うことは分かりました。一方、本市では、今年度においても2号、3号施設、いわゆる保育所等は、待機児童が発生するなど、概ね定員いっぱいまで利用されているところが多いと思えます。また、本事業の対象は0歳6か月から満3歳未満の未就園児とのことですが、3～5歳児の1号認定児を対象とする幼稚園等の施設であれば、そもそも受け入れ可能な施設は限られるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご指摘の通り、2・3号認定児が中心の施設は空き定員が少ない状況ですが、その中でも、一時保育の実施場所や地域支援用の部屋を活用するなど、場所を確保しながら、各施設が現況に応じて受入れ人数を設定し、実施できるところもあると考えています。

Ⅰ号認定児が中心の施設は、Ⅰ号認定児が減少傾向であることなどから、こども誰でも通園制度実施の有力な候補として考えられるところです。しかし、新たに0～2歳児を受け入れるに当たって、部屋の面積や調理機能等の設備基準を満たすための整備が必要な場合があることや乳児の保育経験のある職員が少ないことなどの課題が想定されるということです。

(質問)

本市において、試行的事業の対象となる児童はどれくらいいるのか、教えて下さい。また、将来的に、どのくらいの施設で実施していく見通しなのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年4月1日現在、0歳6か月から満3歳未満の児童数が8057人おられ、そのうち本事業の対象となる未就園児は4422人でございます。実施施設につきましては、本試行的事業の実施と並行し、令和6年度に実施する第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定に向けた検討の中で、こども誰でも通園制度についても利用者数と必要となる枠数を推計してまいります。

(意見・要望)

ある程度、事前のやり取りや本日の質疑で、課題認識は共有できていると感じました。そもそも、令和8年度からの国制度の本格実施に向けて、本市として、試行的に事業を実施され、課題の検証を行うということで、様々な角度、視点から、課題の洗い出しを行い、国に随時、提起すると共に、改善を求めて頂けたらと思います。

【延長保育時間の拡充】

(質問)

私立認定こども園等運営助成のうち、保育時間を20時まで行う施設の増加を図ることについて伺います。昨年の決算審査で、令和4年度の延長保育の利用実績を確認したところ、19時までの延長保育の延べ人数が16万4236人で前年度より増加している一方で、20時までの延長保育の延べ人数は1251人で前年度より減少していることが分かりました。にもかかわらず、実施園を増やす理由を教えてください。そもそも、延長保育を拡充すれば、保育を助長することが懸念されますし、保護者の帰宅時間が遅くなることはあっても、早くなることはないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

令和4年度は令和3年度と比較して、20時までの延長保育の延べ利用人数は減少しておりますが、平成30年11月に実施した子育て・子育て支援に関するニーズ等

調査結果では、就学前児童の保護者のうち9.2%が19時から20時までの保育施設の利用を希望されておられました。市内の就学前施設が約140施設ある中、現状20時までの延長保育を実施している施設が2施設では、保護者ニーズへの対応として少ないことから、必要とする保護者が施設を選択する際の幅をもたせられるようにする必要があると考えております。子どもにとっての長時間保育を是とするものではなく、共働き率が高まり、シフト勤務やフレックスタイム、フリーランスなど多様な働き方も広がっている中、保護者が安心して子育てできる環境を整えることが、より安定した親子関係、より良い成育環境につながるため、単に保護者の利益にとどまらず、こども自身の利益につながると考えております。

(質問)

保護者ニーズへの対応とのことですが、それでは、ニーズがあれば、更なる保育時間の拡充や、20時までの延長保育を行う施設の増加をどこまで図っていくお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現段階においては、更なる保育時間の拡充は想定しておりません。20時までの延長保育を行う施設については、令和7年度以降に毎年2施設ずつの増を見込み、最終的には、10施設程度までの実施を想定しております。

(質問)

延長保育の拡充は利用者にとっては利便性が高まり、喜ばれると思いますが、サービスを提供する側(保育施設の事業者や保育士の方々)にとっては、これまでよりも退園時間が遅くなったり、拘束時間が延びたりと就労環境が厳しくなる可能性があります。保育士の方々にお子さんがおられる場合、帰宅時間が遅くなることで、子どもと過ごす時間が減ることにもつながります。帰宅時間が遅くなる園は、保育士から敬遠され、保育士の確保が困難になったり、保育の質の低下につながる可能性は考えられないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業は、勤務体制などの工夫により20時までの延長保育が実施可能な園に取り組んで頂き、利用実績に応じて補助金を上乗せして交付しようとするものでございます。ご指摘の保育人材の確保や保育の質の確保については、本事業に関わらず、求職・求人のマッチングやとよなか保育士助成金の支給等を行う保育士・保育所支援センターや民間就学前施設に対し巡回・相談等を実施する幼児教育サポートセンターの取り組みをさらに進めていくことで、支援してまいります。また、民間就学前施設が本事業など、多機能化に取り組み、各施設の特色づくりを行うことは、中長期的に安定運営につながるものと考えております。

(意見・要望)

これまでもお伝えしてきましたが、保護者の働き方や価値観の多様化、家庭の生活リズムの多様化への対応の必要性や一定ニーズがあること、そしてそのニーズに柔軟かつ適切に対応していく重要性は理解しますし、保護者が安心して働きやすくなるためのサービス拡充も理解します。ただ、「延長保育時間の拡充は、子どもにとっての長時間保育を是とするものではない」とご答弁がありましたし、例えば、延長保育料を18時から19時までの200円と比べて、高い金額に設定するなど、延長保育時間の拡充が、長時間保育の助長につながる仕組みの構築をご検討頂きたいと要望しておきます。加えて、延長保育時間の拡充が、子どもにとっての長時間保育に繋がっていないか、延長保育時間の拡充前後で、保育施設利用者一人当たりの平均利用時間を調査し、検証することを要望しておきます。また、これも何度も指摘し続けてきましたが、どう考えても、延長保育時間の拡充は、当該保育施設の保育士の方々にとっては、退園時間が遅くなったり、拘束時間が延びたりと影響は生じます。ぜひとも、新たなサービスを始めたり、サービス内容を変更する際は、サービスを受ける側のニーズや意向だけでなく、サービス提供者側の意向や状況も十分に踏まえながら、進めて頂くことをあらためて、要望しておきます。

【きょうだい同園入所】

(質問)

きょうだい同園入所の促進について伺います。認定こども園等の入園について、きょうだいと同じ園に入りやすくなるように入所選考の指数を見直すとのことですが、まずは、現状、きょうだいで別々の就学前施設への通所を余儀なくされている世帯は、どれくらい存在しているのでしょうか。また、具体的にどのような見直しを想定されているのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年4月選考結果では、きょうだいと同じ施設に入所することを希望していたにもかかわらず、別々の施設に入所することとなった割合は約5割です。具体的に見直し方法につきましては、新規入所申込みにおいて、「きょうだい同園入所」は、現在、入所に係る指数の同順位者において適用する調整要件となっているところを、加算要件として新たに4点を指数に加点するよう見直すことで、優先度を高めます。

(質問)

現行の入所選考と比べて、どれくらい、きょうだいで同園入所が促進されると見込まれているのでしょうか。例えば、現在、きょうだいで別々の園への通園を余儀なくされている児童のうち、どれくらいの割合が、見直し後の入所選考指数では、同じ園に通えたことになるのか、教えて下さい。また、きょうだい同園入所を促進するということは、上の子が既に通園している家庭の下の子の方が、きょうだいで通園していない家庭の子よりも、優先的に入園できるということなのか、教えて下さい。

<答弁>

今回のきょうだい同園入所の指数を見直すことで、きょうだいと同じ施設に入所できる割合が、約7割に上がり、翌年度の転所も含めると約9割になるものと見込んでいます。また、きょうだい別施設に入所することによる、送り迎えやきょうだいの行事の日程の重複等の負担に鑑み、これまでより優先度を高める見直しとはなりますが、第1子め等のご家庭への影響を最小限におさえるために、保護者の就労時間の区分による指数の差の5点を超えないよう配慮しております。

(意見・要望)

きょうだい別々の施設に入所することによる保護者の送迎負担の解消は、以前からも多くの会派、議員から求められてきましたし、どの程度、想定通りにきょうだい同園入所が進むかは分かりませんが、今回の入所選考の指数見直しは評価します。一方で、指数を変えることで、マイナスの影響を受ける家庭も出るかと思いますが、大きな混乱や不満が生じないよう、配慮、工夫をして頂くことを要望しておきます。

【ひとり親家庭等日常生活支援事業】

(質問)

ひとり親家庭等日常生活支援事業について伺います。ひとり親家庭等への生活援助のヘルパー派遣費用やファミリーサポート利用料の助成を行うものですが、決算審査の際には、より使いやすい制度とするため、利用の時間単位の見直しなどを検討すると答弁されましたが、見直しはされるのでしょうか。

<答弁>

見直しに内容につきましては、利用上限について、これまで年10回だったものを、年80時間の時間単位に変更します。これにより、これまで2,3時間での短時間利用でも1回とカウントしていたところを、時間単位に見直すことで、利用して頂ける回数を増やすことができると考えております。

【乳児院施設整備事業】

(質問)

主要施策の乳児院施設整備事業について伺います。児童福祉関連複合施設に乳児院を誘致するものですが、事業者の誘致は順調にしているのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年12月22日に募集を開始し、その後現地見学会を開催、令和6年2月2

日参加申し込みを締め切りまして、申込者のヒアリングを行いました。令和6年2月29日に社会福祉法人大阪水上隣保館を優先交渉権者と決定し、公表を行いました。今後優先交渉権者と具体的な協議等を行い、令和7年4月の開所を目指してまいります。

(教育委員会)

【小学校の開門時間の繰り上げ】

(質問)

主要施策の小学校施設管理(学校施設管理課)について伺います。小学校の開門時間をこども園等の預かり開始と同じ7時に繰り上げるため、見守り員の配置に係る委託料とのことですが、そもそも、開門時間を7時に繰り上げる理由や目的、ねらいを教えてください。また、参考までに現在の開門時間を教えてください。

<答弁>

7時に開門する目的については、こども園等の預かり時間と同じ7時に校門を開放することで、学校内において、子どもたちが安全安心に自主的に自由に過ごせる場所を提供することにより、共働き・共育を応援、保護者の多様な働き方に対応するものです。現在の開門時間でございますが、各校ごとにより違いはありますが、登校時間として各校が定めている8時～8時20分にあわせ、早めの7時30分から8時ごろに開門しております。

(質問)

7時に開門時間を繰り上げるとのことですが、実際に、どれくらいの児童が朝7時に登校してきたり、開門まで門の前で待っていたりしているのか、実態を教えてください。また、全ての小学校、義務教育学校で、そのような児童がいるのか、教えてください。

<答弁>

学校の定めた登校時間より早く登校してきている状況については、学校により、その状況は様々ですが、ほとんどの小学校において校門の開門を待っている児童の実態は確認しております。

(質問)

「学校の定めた登校時間より早く登校してきている状況」とのことでしたが、朝7時もしくはそれ以前から、門の前で待っている児童はどれくらいいるのか、把握している範囲で、再度、お答えください。また、現在の開門時間は、各校ごとにより違いはあるものの、7時30分から8時頃とのことですが、7時前後から門の前で待っているということと、現在の7時30分の開門や8時からの開門直前に、児童が待っているということでは、全く話が異なると思いますが、認識と見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

小学校では、7時の時点もしくはそれ以前から門の前で待っている児童の把握はしていませんが、市立こども園においては朝7時から7時30分までの時間帯に受け入れた子どもの実人数は、例えば令和5年10月の1か月間で416人です。これは

10月1日付の在籍者数の14.1%にあたります。また同年10月1か月間の延べ利用人数は、3785人です。

(質問)

現在でも、早めの7時30分から開門している学校もあるとのご答弁がありましたが、7時30分に登校してきた児童は、始業時間までどこで何をしているのでしょうか。また、当該学校において、7時30分の開門による課題等は発生していないのでしょうか、参考までに教えてください。

<答弁>

警備員のいる付近や門に近い下足室付近の廊下などで8時の登校時間を待っております。7時30分の開門等における課題は特段、聞いておりません。

(質問)

開門前から門の前で待っている児童の詳細な実態を調査し、把握してから、繰り上げる時間を決めても良かったのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。例えば、本事業を実施しなくても、既に早めの7時30分の開門をしている学校があり、特段の課題がないのであれば、開門時間を早めの7時30分に統一してもらうように各学校と協議、調整しても良かったのではないかと思います。あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

先ほどご説明いたしましたように、市立こども園では、利用回数に違いはあれど、おおむね在籍者数の1割程度が7時30分までにこどもを預けている実態を把握しています。少なくともこうした保護者が、子どもの小学校入学と同時にこれまでの生活環境を変えざるを得ない状況が生じないよう、開門時間を7時に設定しました。

(質問)

早朝の時間帯は、人通りが少なかったり、季節によっては真っ暗だったりするかと思います。登校中の児童の安全面に課題やリスクは想定されないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。また、参考までに、登下校中の児童の安全確保の責任は誰が負うことになっているのでしょうか、教えてください。

<答弁>

本事業の実施にあたっては、登校中の安全確保を図る観点から保護者の付き添いのもとでの登校を想定しております。登下校中の児童の安全確保については基本的には保護者の管理下にあることから保護者の責任のもとにあるものと考えておりますが、学校と教育委員会は、児童への安全指導や通学路の安全点検など、登下校の安全確保

に向けた取組みを保護者や警察等の関係機関とも連携して、しっかりと進めなければならないと認識しています。

(質問)

時間に若干の差はあるかもしれませんが、多くの学校では、概ね8時から8時20分の登校を呼びかけていると思いますが、その理由を教えてください。また、この事業が開始されたとしても、これまでの登校時間の設定は堅守するとともに、設定された登校時間内での登校を児童や保護者に対し、定期的呼びかけを行うべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

授業開始時間までに間に合うように、また、通学路上での事故防止や校舎内での不測の事態に備えるため、登校時間を各校ごとに定めているものです。また、登校時間の徹底を学校が保護者に伝えていくことは今後も変わらないと認識しています。

(質問)

そもそも、朝6時台に自宅を出て登校するよりも、現在の開門時間に合わせて自宅を出て登校の方が、人通りも多くなり、通学時の安全性は高まるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご指摘の通学中の児童の安全面を確保する観点から、本事業を利用する児童の保護者の付き添いのもとでの登校を想定しております。

(質問)

放課後子どもクラブの場合、17時以降の下校には、保護者のお迎えが義務付けられていますが、その理由を教えてください。こども園等との預かり開始と同じ7時に合わせるとのことですが、こども園等へは子どもに保護者が付き添って登園しますが、小学校へは児童だけで登校していると思います。放課後子どもクラブのルールに照らし合わせると、同様の理由から、朝7時の登校には、保護者の同伴を義務付ける必要性やお考えはないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

放課後子どもクラブの延長開設の利用については、下校時間を超えた時間となるため、保護者にお迎えに来ていただくこととしています。朝7時の校門開放の利用をされる児童には、通学途中の安全面の確保を図る必要があると考えております。そのためには、保護者の付き添いが必要になると考えています。

(質問)

そもそも、開門まで、門の前で待っている児童のご家庭が全て、この事業が開始されたら、保護者が付き添って登校するようになると考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。さらに、実際に、保護者の付き添いがない児童、更には事前の登録や申込をしていない児童が登校してきた場合、受け入れを拒否することは現実的には出来ないと思いますが、どのようにお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業の利用にあたっては、保護者の付き添いととも、保護者による事前登録が必要となります。また、事前の登録がない状態であっても、実際に登校してきた児童を帰すことはできませんので、門の内側で登校時間まで過ごすよう伝え、保護者の方が登録をされないのであれば、改めて登校時間を守るよう学校から指導していくことになると思います。

(質問)

本事業を利用する全ての保護者が、必ず児童に付き添って登校するとお考えなのか、答弁を求めます。

<答弁>

(質問)

保護者の付き添いのない児童や事前登録がない児童であっても、結果的に受け入れざるを得ないということであれば、ルールの意味が無いと思います。本事業の実施の目的や趣旨に合致した児童の利用を促進するとともに、原則としての登校時間の徹底を図るため、さらに、事前の登録や保護者の付き添いによる登校といったルールの徹底など、保護者に対して、本事業への協力意識や責任意識を高めるために、更には開門の繰り上げ時間をこども園等との預かり開始と同じにするとされた際に、こども園等と同様に利用料を徴収することは検討されなかったのか、教えて下さい。

<答弁>

利用時間も短く、現時点では利用料を徴収することは考えておりません。

(質問)

保護者の就労時間との制約から仕事が継続できないという課題に対応するためとのことですが、本市において、そのような課題に直面されている世帯はどれくらいおられると想定されているのでしょうか。この事業は来年度から開始予定とのことですが、子どもの小学校の

入学に伴って、保護者が仕事をしにくくなる「小1の壁」に直面する新入生世帯は、何世帯くらいを想定されており、全体に占める割合はどれくらいと想定されているのか、教えてください。

<答弁>

7時30分までにこども園を利用する、先ほどのこどもの実人数には、0歳から年長組の子どもまで含まれていますが、少なくとも次年度の新入生については、この年長組の子ども保護者の多くが利用を検討されるものと想定しています。

(質問)

今回の事業は、授業がある日のみの実施となるようですが、参考までに、土曜日や長期休業中の放課後こどもクラブの利用児童が8時の開門前に、門の前で待っているといたことは生じていたのでしょうか。また、小1の壁の解消を図るということであれば、土曜日や長期休業中の開門時間や放課後こどもクラブの利用時間の繰り上げも行う必要があるということではないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

放課後こどもクラブの利用者からはお尋ねのような状況は生じていません。現時点ではまだ、そうしたニーズも把握しておりませんが、長期休業中のあり方については、事業立ち上げ後に実際の利用者の意見も伺いながら、そのニーズや必要性の有無などを探ってまいります。

(質問)

現在、開門時間から、校長先生をはじめ、先生方が校門で児童を出迎えている学校は多く、また、登校時間帯に学校の校長先生をはじめ教職員や、PTA、地域の方々が見守りや見回りをしている校区が少なからずありますが、そういった方々の負担が増えることは想定されないのでしょうか。特に、見守り員を配置するとはいえ、開門時間が早まれば、教職員も少なからず、出勤せざるをえなくなるかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。加えて、開門時間を繰り上げたとしても、児童が登校中に事故や事件に巻き込まれた場合、学校の責任は一切問われることはないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

朝7時の校門開放では、学校体育館等において、各学校が定めております登校時間までの間、見守り員2人を配置し児童を見守ります。ご指摘の教職員やPTA、地域の方の負担を強いるものではございません。また、学校の登校時間までの間に学校の責任が生じるものではないものと考えております。

(質問)

「教職員等の負担を強いるものではない」、「学校の責任が生じるものではない」とのことですが、間違いなく、負担も責任も生じると思いますが、この事業によって教職員等の負担が一切生じないと断言できるのでしょうか。また、この事業において、何らかの事故やトラブルが生じた場合、一切、学校の責任は生じないと断言できるのでしょうか、あらためて見解をお聞かせ下さい。それでは、もし、何らかの事故やトラブルが生じた場合、誰の責任となるのでしょうか。

<答弁>

本事業の実施に伴う事故やトラブルが生じた場合には、応急手当や保護者、市教委への連絡等先ずは見守り員において初期対応を行います。その後も校長等が出勤するまでは、市教委が見守り員からの相談を聞き取りながら対応を行っていくこととしており、教職員等に新たに負担を強いるものではないと考えております。

(質問)

「校長等が出勤した後は、見守り員からの相談を聞き取りながら対応を行う」といった趣旨の答弁だったかと思いますが、これは、教職員にとって新たな負担ということではないのでしょうか。また、事故やトラブルが生じた場合、誰が責任を取るのか、明確な答弁がありませんでしたので、あらためて、誰が責任を負うことになるのか、明確にお答えください。もしくは、予め本事業における事故やトラブルは、一切の責任を負わないことを利用者(保護者)の同意を取るということなのでしょうか。

<答弁>

教職員にとっての新たな負担とは考えておりません。あくまで本事業は教育委員会が主体となって実施するものです。児童が登校時間まで安心安全に過ごせるよう、見守り員中心に取り組めます。保護者の方にも趣旨をご理解いただきご協力いただけるよう努めます。

(質問)

本事業実施にあたってニーズ調査は実施していないとのことでしたが、民間の見守り員を各校に2人ずつ配置するとされた根拠を教えてください。見守り員2人で、十分な安全確保やトラブル回避、トラブルの対応は可能と考えておられるのでしょうか。また、開門時間の7時から登校時間までの間、児童はどこで、どのように過ごすことが想定されているのでしょうか。

<答弁>

「放課後の居場所づくり事業」では、利用者はおおむね30人～50人程度が多いのですが、見守り員2人の体制でこどもたちを見守っておりますことから、本事業においても同人数程度であれば十分対応できるのではないかと考えております。特に定員を定めずにこどもたちを見守っておりますことから、本事業においても見守り員

2人であれば、ある程度の児童数には対応できると考えております。本事業を利用される児童は、登校時間まで学校体育館等において、宿題等の自学自習、読書やタブレット活用などにより、過ごすことを想定しております。

(質問)

見守り員2人で対応できる児童数は何人くらいと想定されているのでしょうか。もし、対応不可能な人数の児童が申し込まれたり、もしくは、申し込みもなく登校してきた場合、どのような対応策を考えておられるのか、教えて下さい。また、障がいのある児童等の利用があっても、2人の見守り員で対応可能と考えておられるのか、教えて下さい。一方で、万一、見守り員が病気や怪我等により、急に出勤ができなくなった場合などは、どのように対応される予定なのか、教えて下さい。

<答弁>

繰り返しになりますが、「放課後の居場所づくり事業」では、利用者はおおむね30人～50人程度が多いのですが、見守り員2人の体制で子どもたちを見守っておりますことから、本事業においても同人数程度であれば十分対応できるのではないかと考えております。事前の登録がない状態であっても、実際に登校してきた児童を帰すことはできませんので、門の内側で登校時間まで過ごすよう伝え、保護者の方が登録をされないのであれば、改めて登校時間を守るよう学校から指導していくことになると思います。支援学級に在籍する児童等については、現状も各学校において個別に対応いただいているところであり、引き続き各学校による個別対応を想定しています。見守り員が急に出勤できなくなった場合の代替要員の確保については、委託業者が対応することとなっております。

(質問)

学校によっては、登校時に複数の門を開門しているところもありますが、本事業では、新たに配置される1人の警備員が複数の門の開門や門の管理を行うのでしょうか。警備上、防犯上、問題はないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業は各校1か所の7時開門となります。警備員は6時30分から校内の安全確認を行い7時開門に備えます。

(質問)

そもそも、この事業を検討する際、学校現場の意見や意向は十分に聞き取りをされたのか、教えて下さい。聞き取りをされた場合、どのような意見が出されたのか、教えて下さい。

<答弁>

各小学校に対し本事業の検討にあたって、ヒアリングを実施し、意見の聞き取りを行っております。その中で、見守り場所、見守り員の人数等に対して意見が出されました。それらの意見を踏まえ本事業の成案化をしたものです。

(意見・要望)

本事業は、共働き、共育てを応援し、保護者の多様な働き方に対応することを目的に、開門時間を繰り上げ、学校内において子どもたちが安全安心に自主的に自由に過ごせる場所を提供するとのことで、その意図やねらい、更には、限られた資源やツールの中で、全国に先駆けて、先進的に課題の解消を図ろうとされることは、一定理解をするとともに、率直に評価します。一方で、事業実施にあたっては、子どもたちの安全安心が十分に確保できるのか、誰もが利用できるのかなど、様々な課題や懸念点もありますので、後ほど、討論でまとめて述べさせていただきます。

【学校教育活動徴収金公費負担事業】

(質問)

学校教育活動徴収金公費負担事業について伺います。本事業で、公費負担の対象となるものの詳細を、あらためて、分かりやすく教えて下さい。また、公費負担の対象となるものとならないものの線引きについても、あらためて、教えて下さい。

<答弁>

学校教育活動徴収金公費負担事業における公費負担の対象は、ドリル等の副教材費、調理実習などの実習費、学校行事費用、修学旅行費などの宿泊行事費用、日本スポーツ振興センター負担金です。また、中学校・義務教育学校後期課程については生徒活動費も公費負担の対象とします。学校給食費や、標準服、体操服、絵具セット、裁縫セット、習字セット、文房具などの学校教育活動外においても継続使用が可能な個人に帰する性質の強いもの、卒業アルバム費、同窓会費、PTA会費などは公費負担の対象外として整理しております。ただし、対象外としているもののうち、例えば算数用具、各種ノートなど、各校が指導の観点から統一する必要があると判断する場合には、公費負担の対象とすることもできることとしております。

(質問)

小学校と中学校それぞれの予算額と、その内訳を教えてください。さらに、内訳ごとの積算方法を教えてください。

<答弁>

学校教育活動徴収金公費負担事業の予算額のうち補助金として、小学校においては4億5,479万3千円を計上しており、また、中学校においては3億7,609万1千円を計上しております。内訳としましては、学習実費、宿泊行事費、生徒活動費、日本スポーツ振興センター負担金があり、これらの内訳ごとに上限額を設定し、在籍児童生徒数を乗じて予算額を積算しております。

(質問)

費目ごとに、上限額を設定するとのことですが、設定額の算出根拠を教えてください。

<答弁>

上限額の設定は、各校の実績額や各教科等の教材等の単価の積み上げを参考に、必要な学びの水準を確保する観点から積算し児童生徒一人当たりの小学校・義務教育学校前期課程6年間の合計額、中学校・義務教育学校後期課程3年間の合計額としてそれぞれ設定しております。

(質問)

上限額は、各校の実績額も参考に、必要な学びの水準を確保する観点から積算し、設定しているとのことですが、現状では、学校間で、かなりの差が生じていましたが、その点は、どのように考慮されたのでしょうか。これまでの実績額よりも、今回、設定された上限額が低くなった学校は、小学校、中学校でそれぞれ何校ずつあったのでしょうか。また、そのような学校において、これまでと比較して、学びの質や学校生活の質の低下につながることは想定されないのか、見解をお聞かせ下さい。

また、教材にしても、修学旅行や林間臨海学舎の行先や内容についても、各学校の考えや状況、特性や特色に応じて、決められてきたと思いますが、公費負担となり、上限額が設定されると、金額ありき、もしくは金額重視で、決定される可能性が危惧されますが、あわせて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

設定した上限額を上回る額の実績があった学校は、小学校・義務教育学校前期課程では39校のうち6校、中学校・義務教育学校後期課程では17校のうち4校でございます。今回、公費負担の対象とする内容については、これまで、各校が、その都度、保護者等の経済的負担ができるだけ過重なものとならないよう留意してまいりました。今回の公費負担の上限額の設定は、個別の内容ごとではなく先に答弁いたしました通り6年間又は3年間の合計額として設定しますので、金額重視ではなく個別の内容について各校が児童生徒の実態に即したより適切な内容を柔軟に選択することができます。また、例えば学習目的は変えずに校外学習の行先や交通手段の見直しなどの工夫も併せて行うことができるため、実績額が上限額を上回る学校についても、特色ある教育活動と学びの充実の実現につながるものと考えております。

(質問)

中学校・義務教育学校後期課程のみに発生している生活活動費とは、どういったものか、一人当たりの上限額とあわせて教えて下さい。

<答弁>

生徒活動費の主なものは、学級費、行事費、生徒会活動費などの消耗品費と、部活動費です。実績は1年間で1人当たり平均2000円程度ですが、本事業では、生徒活動費としての上限額は、設定しておりません。

(質問)

生徒活動費には、部活動費も含まれるようですが、遠征費や大会参加費、合宿費なども該当するのでしょうか。どのような物が該当するのか、教えて下さい。また、上限額を設定されない理由を教えてください。

<答弁>

部活動費については、部・チームとして必要となる費用を対象としていますので、例えば共用の用具、部・チームとしての体育連盟への登録費用などは対象となり、個人のユニフォーム代、大会参加費、試合遠征時の交通費などは対象外となります。なお、上限額は、各校が児童生徒の実態に即したより適切な内容を選択することができるようにするため、個別の内容については設定しておりません。

(質問)

中学校の修学旅行費は、沖縄だけ、20000円の増額されるようですが、その理由と、該当生徒数を全体の1割強と想定されているようですが、その理由を合わせて教えてください。

<答弁>

沖縄への修学旅行の加算につきましては、兄弟都市である沖縄市との交流を目的に、沖縄市を訪問、宿泊する行程が含まれている修学旅行について、生徒1人当たりの上限額に2万円を加算するものです。ただし、令和6年度、7年度につきましては、各学校において既に行程が決まっており、当該年度においては沖縄本島への修学旅行すべてを対象といたします。なお、該当生徒数については、令和6年度に沖縄を訪問予定の学校の生徒数となります。

(質問)

「児童生徒の実態に即したより適切な内容を、各学校がそれぞれ選択することができるようになる」とのご答弁でした。そこで、今年度まで購入されていた教材、修学旅行や林間臨海学舎の行先や、それらに要していた費用と、来年度、公費負担となって以降での各学校に

おける購入品や行先、それらに要する費用に大きな変化や傾向がないか、また、公費負担とすることによる変化、効果や課題を検証するために、調査をすべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

現在においても、遠足などの校外学習、宿泊行事、副教材の内容、金額等については、各学校から教育委員会あて報告することとしており、公費負担後においても報告制度は継続する予定にしています。合わせて、校長ヒアリング等を通じ、効果検証をしてみたいと考えております。

(意見・要望)

実績額が今回の上限額を上回る学校が小学校・義務教育学校前期課程で6校、中学校・義務教育学校後期課程で4校あるとのことでしたが、ご答弁では、「金額重視ではなく個別の内容について各校が児童生徒の実態に即したより適切な内容を柔軟に選択することができる。また、例えば学習目的は変えずに校外学習の行先や交通手段の見直しなどの工夫も併せて行うことができるため、実績額が上限額を上回る学校についても、特色ある教育活動と学びの充実の実現につながるものと考えている」とのことでした。ぜひ、ご答弁にもありましたが、本当に、どの学校も特色ある教育活動と学びの充実の実現につながっているのかなど、公費負担とすることによる効果や課題をしっかりと検証して頂くことを要望しておきます。

【図書館内一時保育事業】

(質問)

図書館内一時保育事業について伺います。岡町、千里、野畑の各図書館で、月1回実施されており、申し込みが多いため、保育士2名を3名に増員して、子どもの受け入れ数を拡充するとのことでした。まずは、事業の概要を教えてください。また、当初、どれくらいの利用を見込んでおられ、実際に、どれくらいの利用申し込みがあったのか、教えてください。

<答弁>

一時保育事業につきましては、子育て中の保護者が図書館でゆっくり読書できる機会を設けるため、岡町、野畑、千里図書館で毎月1回2時間、未就学児を対象に保育を行っております。利用につきましては、同様の取組みを参考に毎回8人程度を見込んでおりました。申込者数は、9月から2月までの3会場の平均で1回あたり約31人、一番多い時では岡町図書館に62人の申し込みがありました。

(質問)

保育士を1名増員すれば、必要なニーズに十分、対応できるのでしょうか。また、実施頻度

の拡充などのニーズについては、どのように考えておられるのか、教えてください。さらに、3館以外での実施の必要性については、どのように考えておられるのか、あわせて、教えてください。

<答弁>

保育対象を生後7か月からとしており、年齢に応じて子どもの受入人数に変動はありますが、保育士を1名増員することで、最大12人まで受入が可能となります。しかしながら、1歳前後の乳児の保育が多い等、今年度の申込み状況をふまえると、全てのニーズへの対応は難しいものと考えております。実施頻度につきましては、保育場所である集会室等の利用状況や来年度の一時保育の利用状況を考慮し検討するとともに、他館での実施につきましては、リニューアル後の螢池図書館や（仮称）中央図書館において、今後検討してまいりたいと考えております。

（意見・要望）

今年度の実績を踏まえると、ご答弁にもありましたが、保育士1名の増員だけでは、利用ニーズに十分に対応することは困難だと思います。来年度の利用状況も踏まえて頂き、更なる人員拡充を検討するとともに、実施頻度の拡充や未実施館での実施についても検討し、せっかく利用を希望されている方が利用を諦めてしまうことのないよう、少しでも利用者のニーズに添えて頂くことを要望しておきます。

【螢池図書館の内装改修】

（質問）

螢池図書館内の内装改修について伺います。子どもや親子連れがゆっくりと読書でき、安らげる場や飲食可能な閲覧スペース、自学自習室の設置など、主に子どもや子育て世帯向けに改修されるようですが、改修後の世代別の利用者数の見込みについて教えてください。また、参考までに、現在の世代別の利用者数を教えてください。

<答弁>

閲覧や自習室の利用のみの来館者を含めた世代別の利用者数は把握が難しく統計はとれておりませんが、庄内図書館がショコラへの移転を機にこどもスペースを拡張したことで、子の滞在が多くなり子育て世代が多いと思われる20代から40代の貸出人数が1.6倍ほど増えたことから、螢池図書館においても親子の利用は増加するものと見込んでおります。また、野畑図書館に設置した自学自習室では若者を中心に一日平均30人ほどの利用があることから、同様に高校生や大学生など若い世代の利用も増加するものと見込んでおります。

（質問）

改修前後で、世代別の利用者数や利用者の世代割合に大きな変化が見られなければ、現状、利用の多い世代の方々にとって、単に使い勝手の悪い施設になるとともに、改修にかかる約9000万円もの税金が無駄になってしまう恐れがありますが、見解をお聞かせ下さい。今回の内装改修のコンセプトは、どのくらいの子どもや子育て世代の意見や要望を踏まえて、作られたものなのか、あらためて教えて下さい。

<答弁>

リニューアル後の螢池図書館の魅力を子育て世帯や若者に発信するとともに、定期的な講座や読み聞かせなどのソフト事業にも取り組み、行きたくなる図書館づくりを進めてまいります。内装改修のコンセプトにつきましては、(仮称)中央図書館基本構想策定時の市民アンケート調査や、図書館みらいプラン策定時のパブリックコメントのご意見を参考に、図書館みらいプランに螢池図書館の方向性をお示しました。また、螢池公民館の行事に参加した子育て世帯のアンケート内容や、市内の高校生349人のウェブアンケートの内容も考慮して進めております。

(質問)

現状、利用の多い世代の方々にとっての螢池図書館の魅力や利便性の低下は想定されないのか、あらためて、見解をお聞かせ下さい。また、「螢池公民館の行事に参加した子育て世帯のアンケート内容や、市内の高校生のウェブアンケートの内容も考慮して進めている」とのことでしたが、それぞれのアンケートの質問項目はどのようなもので、それに対し、どのような意見があったのか、詳しく教えて下さい。

<答弁>

子どもスペースは設けますが、フリースペースや自学自習室、飲食可能な閲覧スペースでは誰でも閲覧ができるよう設定するとともに、蔵書については、定期的に他館の資料と交換するなど新鮮さを保持することや、新刊や話題の図書を館内でいつでもご覧いただける閲覧用資料を新たに設置し、利用の多い高齢者層への取り組みも進めてまいります。また、子育て世帯や若者、高齢者などと多世代交流につながる事業に取り組み、新たな魅力も創出してまいりたいと考えております。子育て世帯へのアンケートにつきましては、新しい螢池図書館で参加したいイベントや、期待するサービス及びスペースなどの設問に対し、読み聞かせ、絵本の紹介や選び方などのイベント、一時保育のサービス、またスペースとしては、「子どもが靴をぬいで絵本が読めたり声が出せたりできるスペース」、「授乳室や離乳食が食べられるスペース」などのご意見をいただきました。高校生へのアンケートにつきましては、市立図書館の利用頻度や「利用する上での困りごとやほしい空間・設備」などで、利用頻度の多くが「1年に数回程度」と利用が少なく、「自習できない」「飲食できない」「開館時間・曜日などが合わない」が主な困りごとで、「自学自習室」「飲食できる空間」「会話しながらすごせる空間」などがほしいとご意見をいただいております。

(質問)

予算額の算出根拠と内訳の詳細を教えてください。また、内装の改修に、ここまでの税金をかける必要があるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

床や壁の張り替え、授乳室や子ども用トイレの設置、照明のLED化などで、約9000万円を予定しています。子育て世帯や若者を対象とした機能を付加することで、これまで利用が少なかった世代の掘り起こしを行い、多世代が集う場としての利点を活かし交流や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(質問)

これまで利用が少なかった世代の掘り起こしを行うとのことですが、予算額の算出根拠で示された床や壁の張り替え、授乳室や子ども用トイレの設置などが、これまで利用が少なかった世代を掘り起こす一助になるとお考えなのでしょうか。また、多世代が集う場とのことですが、これまで利用されていた方の利用が減ることは想定されたり、減ることがないような配慮はされているのでしょうか。

<答弁>

これまでの子育て世帯の声を基にニーズにあわせた機能を確保し、利用してみたいと思える魅力的な図書館のレイアウト変更を含め、ソフト事業だけではなくハード面からも行ってみたいと思っただけの環境を整備することが、利用促進につながるものと考えております。また、これまで利用されていた方も引き続きご利用いただける閲覧スペースや、蔵書の新鮮さを保つ取組みなどを発信し、多世代の誰もが利用しやすい図書館づくりを進めてまいります。

(意見・要望)

今回の螢池図書館の内装改修は、主に子どもや子育て世帯向けの改修となるようで、世代別で見るとこれまで利用が乏しかった子どもたちや子育て世帯の魅力を高めようとするのは、理解もしますし、一定評価します。一方で、市民説明会等で提示されている内装レイアウトを見ると、子どもたちや子育て世帯のスペースばかりで、使える場所が無くなる、使い勝手が悪くなると感じられる世代の方々のご不安やご意見も理解できます。ご答弁では、フリースペースや自学自習室、飲食可能な閲覧スペースは誰でも閲覧ができるができるように設定するとのことですが、子どもや子連れ世帯以外の方々を利用を躊躇ったり、利用を諦めたりすることのないよう、どの世代にとっても使いやすい雰囲気、空間づくりにあらためて、尽力、注力頂くことを強く要望しておきます。あらためてになりますが、約9000万円もの税金を投入して改修をされる訳ですし、リニューアル後は、もしかしたらこれまでの図書館の雰囲気が合わなかったり、図書館に求める設備がないなどの理由から、利用を躊躇っていたり、諦めていた子どもたちや子育て世代の方々の方が利用が増えることを、大いに期待しますし、

市民説明会等でもリニューアルにご不満やご批判の声が少なからずあがっていたかと思いますが、リニューアル案を否定的に捉えておられた方々にも、ご理解やご納得頂けるような施設して生まれ変わることを、期待と厳しい目をもって、引き続き、注視していきたいと思えます。

【図書館のこども室】

（質問）

図書館には、こども室が設けられているところがあります。その内、岡町図書館のこども室は、平日、成人室よりも2時間早い、17時に閉館となります。その理由を教えてください。

＜答弁＞

岡町図書館のこども室につきましては、平成29年度からの3年間、7月から9月の夏季期間において17時から19時の2時間の夜間開室を試行で実施いたしました。この3年間において、夜間開室時1日2時間あたりの児童書の平均貸出人数が27人、平均貸出冊数が88冊であり、12時から1時をのぞいた通常の開室2時間当たりの平均貸出人数58人、平均貸出冊数179冊と比べて半減していること、また職員配置の費用対効果の観点からも検討し、現状の17時閉館としております。

（質問）

千里図書館のこども室は、平日（火曜日から金曜日）、図書館全体の閉館時刻である午後8時まで利用が可能となっています。子どもの居場所の確保という点で、岡町図書館のこども室も成人室と同様に平日は19時までの開館としてはどうかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

現時点では、こども室の開館時間の変更は予定しておりませんが、現在、こども室の児童書の一部を2階の貸出室に移設し、17時以降も子どもや親子で児童書を利用できるように取り組んでおります。

（質問）

参考までに、千里図書館のこども室において、17時から20時までの児童書の平均貸出人数や平均貸出冊数と、それ以外の時間帯の平均貸出人数と平均貸出冊数を教えてください。

＜答弁＞

千里図書館ではワンフロアでの貸出数値となりますが、令和4年度の17時から20時までの児童書の平均貸出人数は63人、平均貸出冊数は149冊、それ以外の

時間帯の3時間の平均貸出人数は126人、平均貸出冊数は330冊となっております。

(意見・要望)

夕方から夜の時間帯の子ども室の利用が、それ以外の時間帯と比べて減ることは、岡町図書館だけの話ではありません。17時までだと、例えば、保護者が小学校低学年の子を、下の子を保育園等にお迎えに行く前後に図書館に迎えに行くことは困難で、上の子は一人で自宅に帰らなければならないケースがあるそうです。また、小学校高学年の子どもたちからは17時まででは滞在時間や利用時間がほとんど取れないといったお声も頂いています。岡町図書館の子ども室は、一般のフロアと別のフロアのため、別途、職員の配置が必要となり、費用対効果の観点から、17時閉館としていることは、一定理解はします。そこで、17時以降も子どもや親子で児童書を利用できるように取り組んでいるとのことでしたが、実際には、子ども室が17時に閉館すると、残りづらいと感じる子どもが少なからず、いるようですので、17時以降も、先程、例に挙げたような子どもたちが利用できる、利用しやすい空間、場所を、創意工夫で作って頂きたいと要望しておきます。

【学びの多様化学校設置準備事業】

(質問)

学びの多様化学校設置準備事業について伺います。まずは、あらためて、学びの多様化学校を本市に設置するに至った経緯や理由、目的やねらいを教えてください。また、開設までにかかる費用(イニシャルコスト)と開設後の管理運営費(ランニングコスト)をそれぞれどのくらいと想定されているのか、教えてください。

<答弁>

不登校児童生徒数の増加は全国的な傾向であり、文部科学省は不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備として、学びの多様化学校を、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には全国に300校の設置を目指しています。本市においても不登校児童生徒は増加傾向にあり、国の動向を受け、学習の意欲はありながらも在籍校には通いたくても通うことができない不登校の子どものための新たな学びの場「新しい学校」として、学びの多様化学校を創ることとなりました。開設までにかかる費用としては、旧島田小学校の改築費用、エレベーター設置費用などを想定しています。管理運営費については、次年度、「(仮称)学びの多様化学校開校プロジェクトチーム」において詳細を検討してまいります。

(質問)

現時点で、想定されている受け入れ定員と必要となる教職員等の人員数を教えてください。

また、通常の学校でも教職員のなり手不足や確保が指摘される中、より高度なノウハウを求められることが想定される学びの多様化学校において、確実かつ安定的な人員確保の見通しについて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

定員は一学年20～25名を想定しています。教職員は、中学校の標準定数と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置を考えておりますが、先行自治体の人員配置状況を参考にしながら、府にも加配を要望してまいります。

(質問)

学びの多様化学校に在籍する生徒はどのように決定するのでしょうか。

<答弁>

在籍校とも連携を図りながら、専門家等によるチームにおいて、学びの多様化学校への転籍を検討・判定するものと想定しています。入学の詳細の要件等につきましても、プロジェクト・チームにおいて、開校準備を進めてまいりたいと考えています。

(意見・要望)

本来は地域の学校で個々の生徒の多様性に十二分に対応できることが望ましいと思いますが、仕組み上も、物理的にも、人間的にも、なかなか対応しきれないのが現状で、様々な事情で在籍校には通いたくても通うことができない子どもたちの新たな学びの場として、設置を目指しておられる学びの多様化学校が機能することを大いに期待しておきます。具体的な内容については、次年度以降、プロジェクトチームにおいて検討していかれるようですが、他府県他市の既存の学びの多様化学校における効果や課題などの把握、分析にも引き続き、努めて頂きたいと要望しておきます。

【水泳授業支援事業】

(質問)

水泳授業支援事業について伺います。老朽化が進む学校プール施設について、維持管理経費削減、水泳指導環境確保等のため、民間プール施設を活用した水泳指導を実施することです。来年度、本事業の活用が想定されている学校数と、それぞれの学校の利用が想定されている民間プール施設を教えてください。

<答弁>

来年度は、市立克明小学校及び市立豊島北小学校の2校で実施を予定しております。

両校とも徒歩圏内に民間のスイミングスクールもしくはフィットネスクラブがあり、それぞれの施設の利用を想定しているところです。

(質問)

実施方法や指導時間について、教えてください。あわせて、当事業における教職員の関わりや責任について、教えてください。また、各学校から民間プール施設までの移動はどのように行われる想定なのか、教えてください。

<答弁>

学校の管理のもと水泳授業中は教職員と民間事業者側のインストラクターが協力して指導にあたります。また、指導時間につきましては、現時点におきましては、1回あたり2コマの授業で、のべ6回の実施を想定しております。各学校から民間プール施設までの移動につきましては、いずれの施設も学校の近隣にございますことから徒歩での移動を予定しております。

(質問)

学校プール施設の維持管理経費を削減するとは、将来的には、解体や撤去することを想定されているのか、教えてください。また、中学校は部活動での使用もされている学校もあると思いますが、将来的には、部活動の練習等も民間プール施設の活用を検討されているのか、教えてください。

<答弁>

民間プール施設を利用することとした学校のプール施設につきましては、学校改修時等に施設を解体し運動場拡張等に活用するなど跡地の有効活用を想定しております。中学校につきましても、将来的に民間プール施設の利用を視野に検討してまいります。ご指摘のとおり中学校の場合は部活動もございましたため、この利用にかかる調整も含め慎重に検討してまいります。

(意見・要望)

上野小学校は令和8年度から建て替え工事が開始され、工事車両等の侵入経路の確保のために真っ先にプールが解体される予定であると伺っています。本事業の動向を注視するとともに、来年度から開始される2校とは児童数も大きく異なり、徒歩圏内にプール施設の無い上野小学校における令和8年度以降の水泳授業について、様々な解消、検討すべき課題があるかと思いますが、スムーズに移行できるように調整、準備をして頂くことを要望しておきます。

【日本版DBS】

（質問）

政府は、子どもに接する仕事に就く人（教員や保育士等）に性犯罪歴がないことを確認する制度「日本版 DBS」を導入するための法案の概要をまとめ、来年度にも制度の導入を検討されているようです。まずは、この日本版 DBS に対する認識と見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

日本版 DBS については、報道等でもありますように国において法制化前の段階であります。本市は教職員の人事権が移譲されておりますことから、動向を注視しているところです。

（質問）

日本版 DBS が創設されるか否かに関わらず、子どもを性犯罪から守るための対策は出来る限り講じることが望ましいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。その上で、教育委員会及び教育現場では、子どもを性犯罪から守るため、どのような対策や取り組みがされてきたのか、教えて下さい。

＜答弁＞

子どもたちを性暴力等から守り抜き、子どもたちが被害者とならないよう、引き続き、その対策を進めてまいります。現在、教育委員会は、教員の採用や任用の前に、文部科学省が運用するわいせつ行為で懲戒免職となった教員が登載されたデータベースを活用し、チェックを行い、データベース登載者が採用や任用につながらないように努めております。また、採用後の初任者研修や中堅経験者研修などにおいても、子ども人権や不祥事予防に関する内容を繰り返し扱っております。

（質問）

日本版 DBS を導入するための法案の概要によると、子どもと接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことの確認を求めることや、前科がある場合は子どもと接しない業務に異動させるなど、被害の防止措置を講じるよう義務づけるといったことが盛り込まれています。現在は、日本版 DBS もありませんし、性犯罪歴が無いことの確認はされていないと思いますが、採用後に性犯罪をした者に対しては、更なる被害を防止するための対策や仕組みは構築されているのか、教えて下さい。また、性犯罪とまではいなくても、性加害によって、懲戒処分の対象となった職員に対しても、ある程度、同様の対策や仕組みが必要ではないかと思いますが、見解と現状の規則や仕組みを教えて下さい。

＜答弁＞

採用後に性犯罪をした場合、原則、懲戒免職が適用されると認識しています。このような場合、文部科学省のデータベースに登載され、豊中市立学校での採用や任用は致

しません。一方、豊中市立学校において児童生徒に対して教職員による性加害行為が発生した場合、至急の対応として、当該教職員に一定期間の自宅謹慎を命じることが可能です。わいせつ行為が特定できないセクシャル・ハラスメント等で、免職に至らない懲戒処分等の場合においては、当該教職員に対する対応としまして、社会情勢の変化に対応した矯正を目的とした長期間の研修・指導を行い再発防止に努めてまいりたいと思います。

(質問)

子どもを性犯罪から守ることを目的に、採用時に、性犯罪や性加害をした場合は、懲戒解雇とするといった取り決めを設けることは、法律上、可能なのか、教えて下さい。

<答弁>

地方公務員法第27条第3項に「法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない」と定められていますので、本人との取り決めを根拠に懲戒処分を行うことはできないと考えます。一方で、文部科学省の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針によりますと、教職員が児童生徒に対して性暴力を行った場合は、「原則、懲戒免職」と規定されており、教育委員会としましては、教職員が性暴力を行った場合は、各種関係法令に基づき厳しい処分を行うことになることを認識しております。これまでも、教員採用選考テスト合格後には、子どもの人権や教育関係法令等の理解を深める研修等を実施してきたところですが、今後より一層研修等を充実させ、教職員の人権意識や順法精神の向上に努めてまいります。

(質問)

これまでの答弁をまとめると、現時点では、教員の採用や任用の前に、文部科学省が運用するわいせつ行為で懲戒免職となった教員のデータベースをチェックし、登載者を採用や任用しなかったり、採用後に性犯罪をした者を懲戒免職とし、再度の採用や任用をしないことくらいしか、根本的な防止策は出来ない、されない状況にあります。「児童生徒に対して教職員による性加害行為が発生した場合、当該教職員に一定期間の自宅謹慎を命じることが可能です。わいせつ行為が特定できないセクシャル・ハラスメント等で、免職に至らない懲戒処分等の場合においては、社会情勢の変化に対応した矯正を目的とした長期間の研修・指導を行い再発防止に努める。」とのことでしたが、一定期間の自宅謹慎や長期間の研修・指導により、完全に再発は防止できると断言できるでしょうか。小児性犯罪の再犯率の高さに対する認識とあわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

法務省の調査におきましても、小児わいせつは性犯罪の再犯率が最も高いことが指摘されていることは十分に認識しております。教育委員会といたしましては、免職に至らない懲戒処分等の場合においては、当該教職員への一定の研修・指導を行った

のちには、専門家が改善状況を見分けるなど、再発防止の徹底を図ります。なお、改善が見込まれるまでは、児童生徒と接する業務につかせず、学校での学習指導への復帰までの仕組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

「子どもたちを性暴力等から守り抜き、子どもたちが被害者とならないよう、その対策を進めていく。」とご答弁がありました。現行の法制上、致し方ないのかも知れませんが、正直、教員による児童生徒に対する性加害行為やセクシャル・ハラスメント等に対する現状の対応策では、保護者の方々に自信を持って、子どもたちが性被害者となることはありませんと断言することは難しいと思います。サービスの提供時間が延びたり、利用者負担額が無償化や軽減されたりすることも良いですが、利用者が、安心かつ安全に、行政サービス、公共事業を享受できることも非常に重要な視点ではないでしょうか。子育てしやすさ NO.1 を目指す本市として、子どもたちが安心して学校に通えること、保護者が安心して学校に送り出せることも重要なことだと思いますので、教員をはじめ、子どもたちに関わる者による児童生徒に対する性加害行為やセクシャル・ハラスメント等に対する厳格な姿勢を示し、対応することにも、より積極的に取り組んで頂きたいと強く要望しておきます。

【学校管理職支援事業】

(質問)

学校管理職支援事業について伺います。今年度、学校管理職が欠員教員の代替業務をすることがないよう、非常勤講師の配置を考えておられましたが、講師確保が困難だったことから、来年度は、支援内容を特化して行われるとのことでした。まずは、実態として、学校管理職が欠員教員の代替業務をすることはどの程度、発生しているのか、教えて下さい。

<答弁>

実態としまして、中学校及び義務教育学校後期課程においては、教科免許の関係もあり、学校管理職が対応する例は、少ないと認識しています。小学校や義務教育学校前期課程においては、学校管理職が教員に代わって授業対応することは、多くの学校で発生しております。例えば、学級担任が休暇を取得した場合には、校内で授業の空き時間を調整して他の教員が対応するとともに、状況に応じては、学校管理職も授業対応をします。また、やむを得ず、まとまって数週間程度の休暇を必要とする場合や代替講師を確保するまでの間などは、学校管理職が学級担任の代行を担う場合もあります。これらは、突発的な発生であるため、事前に予測して対策を図るのが難しく、学校管理職の業務過多に影響しているものと認識しております。

(質問)

学校管理職が欠員教員の代替業務をすることで、学校運営に支障が生じかねないから、今年度、新設された事業かと思いますが、次年度、支援内容を特化するとはいえ、実質は縮小されることで、学校運営に支障が出たり、学校管理職の業務過多等の課題が生じるリスクが上がるということは想定されないのでしょうか。

<答弁>

次年度、国の事業において「副校長・教頭マネジメント支援員」を制度化し、副校長・教頭の補佐役として、事務作業等を担う人材の人件費の一部を補助する方向が示されています。本市の学校管理職支援事業につきましては、こういった国の方向性を踏まえ、より直接的に副校長や教頭の業務負担の軽減を図るため、副校長・教頭が担う事務的な業務を補佐する支援員を配置するものです。配置する支援員は教員免許を必要としない職とすることから、全国的な教員不足でその確保が困難な中、副校長や教頭への支援をより安定的に行えるものと考えています。

(質問)

学校管理職の業務過多が深刻化すると、なり手不足に拍車がかかることを懸念しますが、ここ数年の校長、教頭それぞれの昇格試験の受験者数の推移を教えてください。

<答弁>

受験者数につきましては、校長の昇格試験で令和3年度15人、令和4年度9人、令和5年度11人、教頭の昇格試験で令和3年度9人、令和4年度9人、令和5年度14人となっており、若干の増減はあるものの、現状必要な人材の確保には繋がっている状況です。今後も引き続き、学校現状を注視しつつ、校長をはじめとした学校管理職のなり手不足に拍車がかからないよう、より一層の支援体制の充実に努めたいと考えております。

(意見・要望)

小学校と中学校でも違いがありますし、校長と教頭でも違いがあると思いますが、特に、小学校の教頭が業務過多となっている割合が多いようです。できれば、今年度、配置を考慮しておられた非常勤講師の配置がより望ましいのかもしれませんが、人材確保の点から、配置は非現実的な状況のようで、教員免許を持たない方の配置に切り替えて、業務負担の軽減を図られるとのことで、一定、理解はします。しかし、その配置もわずか数校で、試行的な配置に留まりそうですし、より、本格的かつ実質的な学校管理職の業務過多の軽減策を講じるべきではないかと意見しておきます。昇格試験の受験者数の推移からは、学校管理職を敬遠する動きは顕著には見られないようですが、小学校の教頭をはじめ、学校管理職に対する負担感など、その職責や職務に対するマイナスのイメージは少なからず生じ、まん延しているように感じていますので、この課題解決に係る人員確保、予算の拡充を期待しておきます。

【教育ダッシュボード】

（質問）

教育ダッシュボードの構築について伺います。散在する教育データを一元化することですが、散在する教育データとはどのようなデータか、具体的に教えて下さい。

＜答弁＞

たとえば、学習進度や学習評価等の学習状況に関するデータ、出席状況のデータ、児童生徒向けのアンケート情報、学校生活に関するデータなどを想定しています。

（質問）

ダッシュボードとして可視化することですが、その機能について、教えて下さい。また、児童生徒の学力向上や生活指導に役立てるとのことですが、どのように役立てるのか、具体例を示して、分かりやすく教えて下さい。さらに、そのダッシュボードは、誰が利用することを想定されているのか、教えて下さい。

＜答弁＞

様々な教育データをダッシュボードで取り扱い、集約や可視化、分析をすることにより、教員の知識や経験に加えて、データにもとづく指導を効果的に行うことができます。たとえば、一人ひとりへのよりきめ細かい学習指導や授業改善に活かすとともに、学級・学校運営の充実を図ることを想定しています。また、欠席や遅刻、保健室利用等の学校生活の状況把握から、生活指導にも活かすことも想定しており、個々の気になる兆候を早期に把握し、より迅速で適切な対応に結びつけてまいりたいと考えています。利用につきましては、学校においては、管理職とともに各教科や学級担任等の教員を想定しています。

（質問）

学力向上に役立てるのであれば、外部の教育機関や民間事業者にも提供し、分析や分析に基づく指導や助言を仰ぐことは考えておられるのか、教えて下さい。

＜答弁＞

安全かつ適切なデータ管理と万全なセキュリティ対策を前提にして、外部の教育機関や民間事業者の知見を活用して取組みの充実を図ることについても想定しているところです。

（意見・要望）

家庭環境や家庭の経済状況に関するデータなど、少しでも多くのデータを一元化することを要望しておきます。また、せっかくのデータですので、答弁にあったように安全かつ適切なデータ管理、万全なセキュリティ対策は大前提にはなりますが、外部の教育機関や民間事業

者等の知見やノウハウも活用し、個々の児童生徒の学力向上、生活指導の充実につなげて頂くことを期待しておきます。

【AIドリル】

（質問）

AIドリルの導入について伺います。小中学校へAIドリルを導入するとのことですが、対象学年や教科について教えて下さい。また、AIドリル導入の目的を教えてください。さらに、活用方法については、どのように想定されているのか、教えてください。

＜答弁＞

対象学年は、小学校1年生から中学校3年生の全学年を想定しています。

対象教科は、国語、算数・数学、理科、社会、英語の5教科を予定しております。なお、小学校低学年など学年によっては導入しない教科もあります。AI解析により、一人ひとりのつまずきに対応した問題が出題されることから、個に応じてそのつまずきを効果的に解消し、基礎学力の定着につなげるとともに、自学自習を後押しして学習習慣を育てることを導入の目的としています。活用につきましては、たとえば、授業中の練習問題を解く場面、1時間目の前の朝学習、放課後での学習、家庭学習などを想定しています。

（質問）

家庭学習での活用も想定されているとのこと、児童生徒自身や各家庭の判断で、いくらでも利用できるという受け止めをしておきます。AIは、児童生徒個々の習熟度に応じた問題を提供することが想定されますが、極端な話、例えば、AIの判断で中学生でも、小学校低学年で習うような問題が出題されたり、逆に、小学校低学年でも、中学校で習うような問題が出題されることがあるとの認識で良いのか、教えてください。

＜答弁＞

AIドリルでは、個々の学習状況に応じて、解くべき問題が自動的に出題されるとともに、ヒント・解説機能により自分で学習を進めることができますが、基本的に当該学年までの学習内容の範囲での出題となります。具体的には、学年で習う学習内容を、簡単な問題からチャレンジでき、正解するごとに類似問題、応用問題へと挑戦できます。間違えたら、AIがつまずきを分析して、より基礎的な問題や前の学年の問題へと導き、最終的に今の学年の学習に戻ってくるような提示をします。

なお、児童生徒自らがその興味関心に応じて、他の学年を自分で選択・設定できる機能についても搭載を検討しているところです。

(意見・要望)

AIドリルの導入により、児童生徒の基礎学力や学習習慣の定着がより一層、進むことを期待しています。また、「AI解析により、一人ひとりのつまずきに対応した問題が出題されることから、個に応じたつまずきを効果的に解消する」とのご答弁がありましたが、一人ひとりのつまずきにきめ細かく対応することや、そのつまずきを解消することは重要ですし、全く異論はありません。しかし、一人ひとりのつまずきへの対応だけでなく、一人ひとりの吹き上がりへの対応も必要かと思ひますし、ニーズがあると思ひます。しかも、AIドリルの技術や機能であれば、十分、対応が可能かと思ひます。ぜひ、そういった児童生徒の自学自習の意欲や興味関心を削ぐことなく、より一層、学力を伸ばすことにも注力して頂きたいと思ひます。中学生の場合、AIドリルによって、個々人の高校受験を見据えた問題が出題されるといった機能もあれば、より利用価値が高まると思ひますので、ご検討頂きたいと要望しておきます。

【中学校給食提供委託業務】

(質問)

中学校給食提供委託業務について伺います。原田中の敷地に民間事業者を誘致し、食品工場を建設してもらい、その工場で中学校給食の提供業務を行ってもらう想定で、令和9年度中の稼働開始を目指しておられるとのこと。今回の手法で中学校給食を提供しようと考えられた理由やねらい、あわせて、現状の中学校給食の提供方法と比較した場合のメリットをあらためて教えて下さい。また、令和6年度から令和29年度までの債務負担行為の限度額を216億3200万円とされていますが、現行の提供手法を続けた場合と比較して財政面での負担の差を教えてください。さらに、令和9年稼働開始までの予定されているスケジュールを教えてください。

<答弁>

中学校給食提供委託業務について、民設民営方式で給食の供給元となる食品製造工場を誘致する目的ですが、給食の調理を行っていない時期や時間帯に民間事業者が調理場を有効活用できることで、当該事業者の業績悪化を防ぎ、もって安定的に学校給食を提供できるものと考えております。また、現在の中学校給食は堺市、八尾市、神戸市の3つの工場からランチボックスによるデリバリー方式で提供していますが、調理終了後から喫食するまでかなりの時間を要するため、食中毒菌発生を防ぐべく一気に冷却する必要があります。今回、豊中市内に中学校給食提供事業者を誘致することで、現状のランチボックスから小学校同様の食缶方式で提供することが可能となり、中学校給食を温かい状態で提供することによりおいしくなったと実感いただけるものと考えております。次に債務負担行為の限度額につきましては、現行の提供手法で今回の限度額設定の考え方を踏襲した場合の額と比較しますと同額程度となりますが、工場が市内に立地することにより、地域経済の活性化、新たな雇用機会の創出、税収の増加等に寄与できるものと考えています。最後に工場稼働開始までの予定ですが、次年度に優先交渉権者を選定した後に契約を締結し、令和7年度から令和8年度

にかけて現施設の解体と工場の設計・建設が行われた後、リハーサルなどを経て、令和9年度3学期（令和10年1月）からの提供開始を予定しています。

（質問）

来年度中には業者選定を行うとのことですが、選定方法について教えてください。また、ある程度の数の事業者が応募されると見込んでおられるのか、教えてください。

<答弁>

業者選定につきましてはプロポーザル方式を予定しており、総務常任委員会に付託されている「豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例」による当該委員会に調査審議頂く予定です。次に応募見込みの事業者についてですが、昨年9月から10月にかけて行ってサウンディングの参加者数が9社、内最終的に6社からの見積書等の提出があったことから、一定数の応募があると考えております。

（意見・要望）

業者選定の詳細については、市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例が付託されている総務常任委員会で審議される予定とのことですので、当該委員会での議論を注視しておきたいと思っております。事業の形態はともかく、まずは、安心して安全な給食が、安定的に提供されることが最優先かつ最重要事項かと思っております。その前提の上で、答弁にあったように、よりおいしくなったと実感頂ける結果が付いてくることを大いに期待しておきます。

【放課後子どもクラブの運営委託】

【放課後 select】

（質問）

放課後子どもクラブの運営委託について伺います。令和7年度からの放課後子どもクラブの運営委託を前提に、来年度10月から、新田、泉丘、少路、野畑、東泉丘の各小学校の放課後子どもクラブの土曜日開設の運営を委託するとのことですが、この5校を選定した理由を教えてください。

<答弁>

この5校の放課後子どもクラブは、庄内さくら学園や桜井谷東小学校と同様に、いずれも学校施設から独立した専用のクラブ室で運営をしており、指導員の配置が行いやすく、複数の民間事業者からの応募が見込めることから、運営を委託するクラブとして選定したものです。

(質問)

桜井谷東小学校と庄内さくら学園では、来年度4月から、休日開設の運営を委託することですが、各クラブの休日の利用者見込みを教えてください。また、休日利用の利用時間と利用者負担額を教えてください。

<答弁>

利用者数は、未就学児の休日保育の利用実績を基に、1か所あたり7人程度、2か所で14人程度の利用を見込んでいます。利用時間は、土曜日の放課後こどもクラブの開設と同じ8時から17時までとし、利用料金は日額2000円です。

(質問)

今後も放課後こどもクラブの運営委託を拡大していくことが想定されますが、どのような計画になっているのか教えてください。また、休日開設も実施クラブの拡大を考えておられるのか、考えておられるのであれば、今後の計画を教えてください。

<答弁>

放課後こどもクラブの運営委託については、持続可能な運営体制を確保する一つの手法として取り組んでいくものであり、入会児童数が毎年度増加していることや、クラブ室の確保の状況も踏まえ、委託するクラブを検討していきます。休日開設を実施するクラブについて、現時点では拡大する予定はありません。

(質問)

放課後こどもクラブの運営委託は、子育て NO.1 プランに記載されている放課後 select 事業の実施も念頭にあると思いますが、いつから、何クラブくらいで開始を予定されているのでしょうか。さらに、その後の実施クラブの拡大も合わせて、想定されている計画を教えてください。

<答弁>

放課後 select は、令和6年度に庄内さくら学園と桜井谷東小学校から実施し、令和7年度にクラブの運営を委託する5校についても令和7年度から実施を予定しています。放課後 select は、クラブで充実した時間を過ごすことに繋がるものと考えており、運営を委託した放課後こどもクラブをはじめとして、民間資源を有効に活用しながら、順次、各クラブに放課後 select のサービスを提供してまいりたいと考えています。

(意見・要望)

放課後こどもクラブの運営委託について、来年度の入会児童数が想定以上に激増するな

ど、将来的な目途や計画を立てにくいことは理解します。放課後 select 事業がクラブ利用者から好意的に受け止められるか、どの程度、利用されるか、どのような効果が生じるかは正直分かりませんが、クラブの運営委託の拡大の目途やスケジュールが立てられなければ、一部のクラブの利用児童だけが、放課後 select 事業の恩恵を受けられるという、サービスの質や内容の面でクラブ間格差が生じ続けることを懸念します。さらに、そのような状況が生じることは好ましくないとします。早急にクラブの運営委託を拡大していくことが難しければ、現状の運営形態、直営のまま放課後 select 事業だけでも、可能な限り全てのクラブの児童が利用できる仕組みや環境整備ができないかといったことも検討して頂きたいと要望しておきます。

【放課後等の児童の居場所づくり事業】

（質問）

放課後等の児童の居場所づくり事業について伺います。まず、放課後に運動場や体育館等を開放し、児童の自主的な遊び場所を提供する校庭開放について、来年度からすべての小学校及び義務教育学校で実施するとのこと。委託事業者はどのように選定され、どのような事業者へ委託することとなったのでしょうか。また、委託期間についても教えてください。さらに、体育館については、地域の団体等との利用調整は出来ているのでしょうか。

＜答弁＞

放課後等の児童の居場所づくり事業、校庭開放の事業者選定は、警備業務を担う事業者とし、市域を3ブロックに分け単価契約にて指名競争入札により選定しました。委託期間は、令和6年4月1日から翌年の3月31日までです。次に、地域団体との利用調整については、事前に学校施設の利用状況を把握し、文書での協力依頼や個別に相談し調整を行いました。

（質問）

各小学校内の教室を利用し、放課後の居場所として5、6年生を対象とした学習支援を新たに実施するとのことですが、事業の詳細を教えてください。また、委託事業者は、どのように選定され、どのくらいの利用者数を見込んでおられるのか、教えてください。学校ごとに、利用者数にかなりの差が生じるのではないかとと思いますが、どのように想定されているのか、教えてください。さらに、委託期間についても教えてください。

＜答弁＞

放課後の学習支援事業の事業内容は、各小学校及び義務教育学校内の教室を利用し、5・6年生を対象に児童の自学自習や学習を支援し居場所を提供する事業です。実施期間は2学期が始まる8月下旬から3月上旬まで、実施日時は水曜日の放課後から概ね16時45分ごろまでの時間帯で開催し、17時までには下校を終えて頂きます。

事業運営は事業者へ委託し、利用される場合は申し込みを頂き、事業内容について保護者と面談を行ってから利用して頂きます。次に、事業者の選定方法は、プロポーザル方式で事業者選定を予定し、利用者数の見込みは、中学校の学習支援事業「マチスタ」の利用実績の数値を参考に、学校内で開催されることや部活動がないなどの増加要因を推測し、5・6年生の在籍児童の約15%と想定しています。学校ごとの利用者数の差は、単純に在籍児童数に比例するものでなく、保護者の考え方や子ども自身の意向など様々な要因があると考えております。なお、委託期間は、事業者選定が決まれば契約手続きを行い、翌年3月末までを予定しています。

（意見・要望）

放課後に運動場や体育館等を開放する放課後校庭開放事業については、来年度から全ての小学校及び義務教育学校で実施されるようになります。委託事業とはいえ、学校施設内で実施されますし、保護者の中には、放課後も学校で子どもたちを見てくれると捉える方も少なからずおられると思います。しっかりと、保護者の方々に事業の趣旨、目的、内容を周知し、本事業に対する理解や認識を市と保護者間で共有しておかなければ、大きなトラブルになりかねませんし、利用者側から様々な要望が出てきて、対応に苦慮することが懸念されます。そのようなことにならないよう、保護者への事業の周知や、事業に対する理解や認識の共有に努めて頂きたいと要望しておきます。

一方、放課後の居場所とし新たに5、6年生を対象とした学習支援を実施することについては、ご答弁にあったように利用するか否かは、保護者の考え方や子ども自身の意向など様々な要因によると思います。5・6年生にもなると、習い事をしている児童も少なくないでしょうし、普段から自学自習をしている児童であれば、学校でなくても良いと思います。一方で、放課後の時間帯に自習する習慣や感覚のない児童にとっては、関心を持たないかも知れません。そもそもどういった児童にニーズがあるのか、どういった児童に利用して欲しいのか、事業の趣旨や目的と照らして、事業効果を高めていけるよう、今後、より綿密に調査、検討しながら、事業を進めて頂きたいと要望しておきます。

【創造活動（不登校支援）】

（質問）

創造活動（不登校支援）について伺います。青少年交流文化館いぶき創造活動に登館する不登校児童生徒が大幅に増加したため、創造活動スタッフを増員するとのことですが、大幅に増加した理由をどのように分析されているのか、教えて下さい。

<答弁>

創造活動に登館する不登校児童生徒が大幅に増加した要因としましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したため登館して集団活動などに参加することの抵抗が少なくなったことのほか、教育機会確保法の施行をはじめとし、学校配置

の専門職からの案内やホームページ掲載内容の充実などにより創造活動での支援が広く知られるようになってきたことによるものと分析しています。

(質問)

本市では、学びの多様化学校の設置も計画されており、地域の学校外での取り組みも重要かつ必要不可欠とは思いますが、学校内での支援体制や取り組みの強化や充実も重要ではないかと思えます。具体的には、学校までは登校できても、教室には入ることが困難な児童や生徒のため、別室での学びや生活の環境を充実させたり、別室登校をやすくする工夫や取り組みを講じる必要があるのではないかと思えますが、見解をお聞かせ下さい。また、現在、学校には登校できても、教室には入ることが出来ない児童や生徒はどれくらいいるのでしょうか。また、そのような児童や生徒はどのような学校生活を送っているのか、教えて下さい。

<答弁>

教室に入ることが困難な児童生徒には、その状況に応じた多くの学校で、学校内で安心して過ごせる居場所として校内教育支援センター（いわゆる別室）を設置しています。児童生徒課では、別室への支援として、創造活動の指導員を一部の小学校へ派遣する部分登校支援と、今年度より常駐の支援員を中学校10校に派遣する別室登校支援を行っています。また、別室登校しやすくなる工夫としては、担任等の教員が子どもの変化に気づく感度を上げて寄り添う中で、気になる様子が見られる心配な子どもについて、養護教諭・不登校担当者・スクールソーシャルワーカー等と連携し、組織的に不登校の兆候に対しアセスメントをし、支援のプランニングを行っています。昨年12月末現在で、市内の学校の別室を利用する児童生徒はおおよそ270名です。別室で過ごす児童生徒は、一人で勉強したり、教員から示された課題に取り組んだり、タブレットを活用して教室の授業をオンラインで受けたり、可能であれば部分的に教室に行くなど、個々の状況に応じた学校生活を送っています。

(意見・要望)

学校までは登校できても、教室には入ることが困難な児童や生徒のため、様々な支援策や支援体制を構築されていることは理解するとともに、評価します。児童生徒の状況、思いは多種多様かと思えますが、それぞれの子どもたちの思いに寄り添いながら、学校には登校できても、教室に入ることが困難な児童生徒が少しでも、エンパワーができる空間、居場所となるよう、より一層の工夫や取り組みを講じて頂くことを要望しておきます。

【新田小学校の給食リフト改修工事】

(質問)

市議案第2号令和5年度一般会計補正予算第11号のうち、給食室配膳改修事業(小学校

施設整備費)について伺います。新田小学校の給食リフト改修工事が入札不調になり、事業が実施されなかったとのことですが、不調となった要因をどのように分析されているのでしょうか。再度の入札に向けて、工夫や改善策は何か考えておられるのか、教えて下さい。また、事業が実施されなかったことによる影響は生じていないのか、あわせて、教えて下さい。

<答弁>

新田小学校給食リフト改修工事については、夏休み期間中を工事期間として設定しておりましたが、給食リフト工事の業務繁忙期のため、配置技術者等の人手不足等の理由により応札がされなかったと考えております。再度の入札契約手続きに向けては、学校教育活動への影響を最小限としつつ配置技術者の業務繁忙期を外した時期とするため、令和6年度末から令和7年度にかけての工事実施を予定しております。入札不調に伴う影響でございますが、新田小学校の給食リフトは平成10年度に設置したもので老朽化が進んでおりますが、定期的に保守点検を行なっており今のところ給食提供に係る影響は生じておりません。

【放課後・土日の学習支援事業】

(質問)

放課後・土日の学習支援事業について伺います。まずは、今年度、全ての中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施されましたが、どのくらいの生徒が参加されたのでしょうか。学校によって、参加者数にばらつきがみられたのでしょうか。また、参加者に共通する特徴や傾向があれば、教えて下さい。

<答弁>

令和6年1月末現在で、1回でも参加したことのある参加実人数は全体で635人です。また、学校別の全生徒数に対する参加実人数の割合は、1番高い学校で25.4%で、1番低い学校は2.3%となっています。参加者に共通する特徴としては、参加している生徒は、私語をする生徒や、理由なく離席する生徒等はおらず、真面目に取り組んでいます。また、1、2年生よりも3年生の方が集中力や学習指導者への質問も積極的で意欲が高い傾向が見られます。

(質問)

昨年の決算審議では、「学校部活動などの関係で、全ての生徒が参加できる曜日や時間帯を設定することが困難なことや、参加者数を事前に正確に把握することが困難なため、効果的・効率的な実施体制や実施場所の確保が課題」と答弁されましたが、来年度に向けて、課題の解消策などは講じられるのか、教えて下さい。

<答弁>

当事業の会場は、原則として、学校、学年ごとに会場と曜日を指定していますが、生徒の希望に応じ、可能な範囲で会場や曜日の変更に応じています。また、今年度、会場が工事で使えない期間、臨時的に大きな会場にて、複数中学校での複数学年への学習支援を特に支障なく実施したこともありました。これらの経験を踏まえ、確保できた会場を有効に活用し、より多くの生徒が参加できるよう柔軟に対応することで、課題の解消に努めてまいります。

(意見・要望)

学校によって、参加者数にかなりのばらつきがあったようですが、参加の少なかった学校については、本事業が当該生徒のニーズに合致していなかったのか、もしくは、そもそもニーズそのものが無かったのかなど調査、分析し、事業の見直しや改善につなげて頂きたいと思っております。

【保護者負担費徴収管理】

(質問)

保護者負担費徴収管理について伺います。予算額が昨年度と比較して約3倍、1100万円以上増額となっている理由を教えてください。

<答弁>

予算額が昨年度に比べて増額となっている理由につきましては、保護者負担費の債権管理業務を学校から引き継ぐことで学校現場の負担感を軽減することを目的として、保護者負担費の滞納徴収金債権を学校から買い受けるための費用を計上したことに伴うものでございます。

(質問)

学校教育活動徴収金の公費負担が開始されれば、来年度からは、徴収金の未納は生じなくなるとの認識でよいのでしょうか。また、これまでの未納徴収金については、ある程度の期間を定めて、計画的、戦略的に回収を進め、早期解消を図るべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、現時点での未納徴収金の額を教えてください。さらに、毎年の未納徴収金の回収額はどれくらいで推移してきたのか、参考までに教えてください。

<答弁>

学校教育活動徴収金の公費負担は、保護者に対して負担を求めないものであるため、ご見解のとおり、徴収金の未納は生じなくなります。学校から買い受けた滞納徴収金につきましては、豊中市債権の管理に関する条例の趣旨に鑑み、適正に管理してまいります。滞納徴収金の金額につきましては、令和5年10月に実施した今年度末時点

における滞納徴収金額見込み調査によりますと、1270万2千円となっております。回収額としましては、具体的な金額は把握しておりませんが、滞納徴収金の金額等から推定しますと、毎年600万円程度で推移しているものと考えられます。

【いじめ防止等対策審議会、いじめ問題再調査委員会の 委員報酬の増額】

(質問)

市議案第5号委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の設定について伺います。いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会の委員報酬を増額する理由を教えてください。

<答弁>

いじめの重大事態が発生した場合、委員は学校及び教育委員会のこれまでの対応状況の確認、被害者、加害者及び保護者等関係者への聞き取り等による事実関係の調査、事態改善策及び再発防止策の策定、並びに調査結果報告書の作成等の業務を行います。調査委員が行う業務内容や役割の重要性を鑑み、増額を行うものです。同法第30条第2項のいじめ問題再調査委員会の場合も同様の理由から増額するものです。

【部活動の地域移行に向けた取り組み】

(質問)

部活動の地域移行に向けた取り組みについて伺います。中学校及び義務教育学校全校に、部活動指導員を各1名追加し、計34人配置するとのことですが。部活動の地域移行は、将来的には、完全移行を想定されているのか、もしそうであれば、いつ頃をめぐりに考えておられるのか、もしくは、ある程度の移行に留まる見込みなのか、今後の見通しを含め、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

部活動の地域移行につきましては、地域での受け入れには様々な課題があり、その解決を図りながら慎重に進めていくべきものと考えております。当面の目途といたしましては、今年度から令和7年度にかけては、休日の部活動の地域移行について、令和8年度以降は、国の動向を見据えながら、平日の部活動の地域移行について、取り組んでまいります。

【コミュニティ・スクール】

（質問）

コミュニティ・スクールを新たに21校追加して全51校で実施することですが、既存のコミュニティ・スクールの効果と課題について、教育委員会として、それぞれ、どのように把握、分析、評価されているのか、教えてください。

＜答弁＞

コミュニティ・スクールにつきましては、例えば、教育活動や通学路の安全、地域との交流など、様々なテーマについて学校と保護者、地域の方々と議論が行われ、学校運営協議会が従来の学校評議員会の役割を超えて、より積極的に学校運営に関わることで、特色ある取り組みにつながるといった成果がございました。課題といたしましては、学校運営協議会での議論について、「テーマをしぼって進めた方が良い」、「もう少し議論の時間が欲しい」といったご意見をいただいております。会議の運営方法等についてさらに改善を図る必要があるものと認識しております。

（質問）

既存のコミュニティ・スクールに対する保護者、地域、学校それぞれの評価について教えてください。

＜答弁＞

保護者や地域の方の評価につきましては、学校に対する理解、関心が深まった、取り組みを通して地域と学校との協働活動の充実が図れたなど、概ね肯定的な評価を頂いております。また、学校としての評価につきましても、地域に対する理解、関心が深まった、取り組みを通して地域と学校との協働活動の充実が図れた、学校が抱える課題の改善につながったなどの肯定的な評価が多数ございました。